

第3次きたいばらき男女共同参画プラン

令和元年度実施状況年次報告書

北 茨 城 市

1.計画の概要

(1) 計画の趣旨

男女が共に協働して対等の立場で、仕事やあらゆる活動に参加できるよう「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年 6 月施行)が策定されました。本市においてもこの基本理念に基づき、平成 12 年に「きたいばらき男女共同参画プラン(ハーモニープラン)」策定を行いました。

その後、平成 25 年に「第 2 次」となる「きたいばらき男女共同参画プラン」の策定を行い、市民、事業者、各団体との連携のもと、計画に基づく重点的な事業を推進してきました。

しかし、この間には少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来や、高齢者の人口増加と介護保障、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復旧、復興事業など、社会全体がめまぐるしく変化する状況でした。

男女共同参画推進のあり方については、国の新たな男女共同参画基本計画の策定や女性活躍推進法の制定など、時代に応じた計画の見直しが行われていますが、一方で、依然として「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的役割分担意識や政策・方針決定過程における女性の参画が進んでいない状況や、妊娠・出産・子育て期の女性で、就業希望はあるものの就業を中断せざるを得ない状況など、引き続き健康で明るい社会の構築のため、男女共同参画社会の推進を図らなければなりません。

このため、「第 3 次」となる本市の新たな「きたいばらき男女共同参画プラン」の策定を行いました。

この計画は、男女共同参画社会基本法及び女性活躍推進法第 6 条 2 項に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する市町村推進計画です。

(2) 計画の目標

この計画では、男女共同参画の基本理念に基づき、具体的な施策の柱として次の3つの基本目標を設定しました。

I. 男女平等の意識づくり

- ① 意識の改革と女性の活躍
- ② 男女共同を推進する教育・学習
- ③ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

II. 男女平等の環境づくり

- ① 働き方を支える環境整備
- ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進
- ③ 農山漁村における男女共同の推進

III. 男女共同の社会づくり

- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ② 地域活動における男女共同参画の推進
- ③ 健康で幸せに暮らせる環境の整備

(3) 計画の体系

計画の策定にあたっては、国の「第4次計画」及び茨城県の「第3次計画」、関係法令との整合性を図るとともに、市の総合計画など関連する諸計画との連携を図りながら推進し、市民、事業者、各種団体や公共団体等が一体となって男女共同参画社会の実現を図ります。

(4) 計画の期間

この基本計画は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年）までの5年間とし、また、時勢や社会状況の変化により、基本計画の見直しが必要となった場合は、速やかに計画の見直しを行い、男女共同参画社会の促進を図ります。

2. 基本計画推進の取組

I. 男女平等の意識づくり

自分は男女の役割に平等意識を持っていると思っている人でも、社会通念やしきたりに縛られてはいないでしょうか。

「男性は外で仕事をし、女は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識の解消や長時間労働の抑制などの問題を解決するため、男女共同参画を進め、男性・女性の働き方の見直しを進めることが重要です。

また、組織の中で男性が中心的な労働慣行が残っている状況を改善し、政策の立案や決定の過程に女性の更なる参画を促進する必要があります。

(1) 意識改革

- ①理念・法制度の周知
- ②事業者・団体・関係機関との連携
- ③理解促進・意識改革

(2) 男女共同を推進する教育・学習

- ①幼児・学校・家庭教育の充実
- ②学習会の開催

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ①自治体における政策・方針決定過程への女性への参画促進
- ②ポジティブアクション推進に向けた働きかけ
- ③女性リーダー・女性の人材育成

Ⅱ. 男女平等の環境づくり

社会構造が目覚ましい速度で変化する中、働き方と生活の両立の仕方も変化してきています。人それぞれが様々な就労状況の中で、それぞれにあった就労と生活を送れるよう制度の整備が必要であり、これにより仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が社会の発展、経済の促進につながります。

これからの社会では、女性が「出産・育児・介護」といったライフイベントや、子どもの看護、学校行事などを行いながら仕事を続けられるシステム作りが重要であり、また、家庭の事情等でやむなく仕事ができなくなってしまう場合など、復職が容易にできる社会づくりが重要になってきています。

このように、様々な勤務形態を用意することにより、多様で柔軟な働き方を選択できるよう制度の整備とトップの意識改革といった働きやすい環境の整備の推進を図ります。

更には、女性の就労が多く第1次産業である農林水産業が盛んな本市において、女性の感性や能力を活かした魅力ある産業の発展を図るため、環境の整備を行います。

（1）働き方を支える環境整備

- ①働きやすい制度の普及
- ②時間外労働の縮減・休業取得率の向上
- ③働く女性への相談・助言の充実

（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

- ①妊娠・出産・育児、看護や介護といったライフイベントへの支援
- ②トップの意識改革
- ③優れた企業への積極的評価

（3）農山漁村における男女共同の推進

- ①固定的役割意識の解消
- ②魅力の発信
- ③家族経営者協定づくりの推進

Ⅲ. 男女共同の社会づくり

男女共同参画社会とは、性別に関わりなく人権を尊重し個性を發揮できる社会です。

個人の生き方が多様化している現代、ライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しや推進が重要です。

また、あらゆる暴力の根絶は男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。行政や事業者はもとより、社会や家庭において幼児教育からの取り組みが重要です。

市民協働のまちづくりがこれからの地域社会、地方創生に重要な役割を担います。魅力ある地域社会を形成するため、あらゆる活動に積極的に参加できる体制の充実と、生涯を通じ健康で暮らせる社会の構築を図らなければなりません。

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ①配偶者等からの暴力の防止
- ②セクシャルハラスメント防止対策の推進
- ③相談体制の支援と充実

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

- ①意識の啓発及び活動支援
- ②防災・災害対策における男女共同参画の促進

(3) 健康で幸せに暮らせる環境の整備

- ①生涯を通じた健康保持の支援
- ②子どもや高齢者、障害者に対する支援

3. 基本計画実施状況

(1) 実施状況の概要

- ①目的 「第3次きたいばらき男女共同参画プラン」に基づく取り組みや進捗状況を取りまとめ年次ごとに公表するものです。
- ②公表 令和元年度実施状況担当課評価に基づき、項目ごとの評価を集計し公表します。

(2) 実施状況の評価について

評価については、以下の基準に基づき各担当課での評価となります。

- A：事業を実施し、大きな効果を得た。
- B：事業を実施し、一定の効果を得た。
- C：事業を実施したが、あまり効果を得なかった。
- D：事業を実施しなかった。

(3) 計画の推進について

プランに基づく着実な進行がされているか等、定期的に進捗状況や達成状況を評価し、時勢や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、プランの見直しが必要な場合は、市民や事業者等の意見を確認しながら、「北茨城市男女共同参画プラン推進委員会」を開催し、適切に見直しを図ってまいります。

(4)「第3次きたいばらき男女共同参画プラン」実施状況

基本目標Ⅰ 【男女平等の意識づくり】

①意識改革

啓発・周知・広報等 9項目

評価	評価数
A	1
B	7
C	1
D	0

意識の啓発・周知・広報等、概ねA及びB評価で一定の事業効果を得ました。
次年度以降の計画も現状を継続します。

②男女共同を推進する教育・学習

教育・学習会の開催等 16項目

評価	評価数
A	8
B	7
C	0
D	1

男女平等の幼児教育・学校教育や学習会の開催など概ねA及びB評価となり、事業効果を得ました。次年度以降の計画も現状を継続します。
新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった項目がD評価となっています。

③政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性の参画機会の拡大・促進等 27項目

評価	評価数
A	3
B	17
C	1
D	6

政策・方針決定過程への女性の参画拡大として、各種委員会や審議会等への参画について、概ねA及びB評価となり、事業効果を得ました。次年度以降の計画も現状で継続します。D評価については委員会の充て職、農業や漁業等女性の参画の難しい分野の他、選任時期外など、実施できない理由があるものでした。

基本目標Ⅱ 【男女平等の環境づくり】

①働き方を支える環境整備

労働環境の整備等 5項目

評価	評価数
A	1
B	4
C	0
D	0

労働諸法の啓発や労働環境の向上等、全てでA及びB評価で一定の事業効果を得ました。次年度以降の計画も現状で継続とします。

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

ライフイベントの支援等 15項目

評価	評価数
A	0
B	11
C	2
D	2

育児等、子育て支援を中心概ねB評価で一定の効果を得ました。D評価については事業所の男女共同参画の認定制度で、茨城県で同様の制度がありその整合性や制度・効果・周知方法を検討します。次年度以降の計画は、現状を継続します。

③農山漁村における男女共同参画の推進

固定的役割意識の解消等 3項目

評価	評価数
A	0
B	0
C	0
D	3

固定的役割意識の解消に関する項目について、令和元年度、特に目立った活動はありませんでしたが、今後、女性の視点からの活動を支援していく予定です。

基本目標Ⅲ 【男女平等の社会づくり】

①女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV対策や相談体制の推進等 4項目

評価	評価数
A	0
B	4
C	0
D	0

DV対策や相談体制の推進等、全てB評価で一定の事業効果を得ました。
次年度以降の計画も現状を継続します。

②地域活動における男女共同参画の推進

各地域団体等へ支援や啓発等 11項目

評価	評価数
A	1
B	9
C	0
D	1

各地域団体の活動やボランティア活動へ協力・支援を実施し、概ねA及びB評価となり一定の事業効果を得ました。次年度以降の計画も現状を継続します。D評価については新型コロナウイルスの影響で実施できなかった項目です。

③生涯を通じ、健康で幸せに暮らせる環境の整備

健康保持や子ども・高齢者等へ支援 14項目

評価	評価数
A	1
B	13
C	0
D	0

健康保持への支援、子どもや高齢者・障害者への支援を実施し、すべての項目でA及びB評価となり一定の事業効果を得ました。次年度以降の計画も現状を継続します。

全体総合

令和元年度評価

104項目

評価	評価数
A	15
B	72
C	4
D	13

全体的に概ねA及びB評価で一定の事業効果を得ました。次年度以降も現状を継続及び拡充していきます。D評価の項目については新型コロナウイルス感染症の影響を受けてしまったものも多く見られるため、感染の状況を見極めながら対応していきます。

地方自治法に基づく審議会等の女性の参画状況

委員会・審議会数	51
女性委員のいる審議会数	37
委員総数	728人
女性総数	166人
女性の構成比	22.80%

北茨城市議会議員	
議員総数	19人
女性議員	4人
構成比	21.05%

全体の半数以上の審議会に女性委員の参画があり、種類・内容によっては、女性の構成割合の方が高い審議会もありますが、充て職の審議会や女性の関わりが少ない分野の審議会では、女性委員数が0または少数になってしまうこともあります。全体では、女性委員が22.80%で約5人に1人の割合です。

「第3次きたいばらき男女共同参画プラン」では令和4年度末までに委員会や審議会等での女性の割合を30%に引き上げることを目標にしています。意識改革や啓発等によって、さらに女性の参画しやすい土壌や雰囲気醸成し、段階的に数値を向上させていきます。